

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年3月20日 19時35分ごろ
発生場所	三重県志摩市安乗 ^{あのり} 埼北西方沖 安乗埼大倉島消波堤灯台から真方位187°120m付近 (概位 北緯34°22.0' 東経136°54.4')
事故の概要	プレジャーボートサンビートは、南西進中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年3月28日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート サンビート、13トン 235-23722東京、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型 操縦者、操縦免許なし
負傷者	なし
損傷	右舷外板に破口及び擦過傷、右舷プロペラに曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約5m/s、視界 良好 海象：うねり 波向南、波高約0.6m、潮汐 下げ潮の中央期 日没時刻：18時05分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、操縦者1人を乗せ、回航の目的で、東京都江東区の東京夢の島マリーナを出航したのち、操縦者がフライングブリッジで単独で操縦に当たり、志摩市安乗漁港で燃料を補給しようと安乗埼北西方沖を南西進中、安乗埼大倉島消波堤の消波ブロックに乗り揚げた。 船長は、118番通報を行い、来援した海上保安庁の潜水士及び消防署員に救助され、本船は巡視船の搭載艇にえい航されて安乗漁港に着岸した。 船長は、操縦者が船首方の陸岸の明かりを安乗漁港の入口だと思い、同明かりに意識を向け、また、GPSプロッターを作動させていたものの、目視のみで見張りを行っていたので、消波堤の存在に気付かなかったと本事故後に操縦者から聞いた。 船長は、操縦者が夜間に安乗漁港に入港するのは初めてであったが、昼間に入港した経験があり、ふだんから本船を操縦しているので、大丈夫だと思っていた。
分析	本船は、南西進中、操縦者が、船首方の陸岸の明かりを安乗漁港の入口だと思い、同明かりに意識を向け、目視のみで航行を続けたことから、安乗埼大倉島消波堤に向かっていることに気付かず、同消波堤

	の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、南西進中、操縦者が、船首方の陸岸の明かりを安乗漁港の入口だと思い、同明かりに意識を向け、目視のみで航行を続けたため、安乗埼大倉島消波堤に向かっていることに気付かず、同消波堤の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・夜間に操縦する者は、特定の明かりのみに意識を向けることなく、また、目視のみで航行せずにレーダー、GPSプロッター等装備している航海計器も有効に使用して本船の位置及び周囲の状況を確認すること。 ・船長は、港に夜間初めて入港する場合、自らが操船すること。